

令和8年度熱中症予防啓発期間広報事業 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度熱中症予防啓発期間広報事業

2 契約期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

3 事業の目的

総務省消防庁が公表する「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」によると、令和7年5月から9月の沖縄県内の熱中症による救急搬送人員は1,513名（うち、死亡者7名）で、その約半数が“高齢者”となっている。また、発生場所の約4割が“住居”となっている。

本事業では、県民等（特に高齢者）に対して、熱中症の予防方法や熱中症になった場合の応急処置など、熱中症に関する必要な知識の普及啓発を行うとともに、室内でも油断せずに熱中症対策を行うことの重要性を意識づけることで、熱中症の発生を未然に防ぐことを目的とする。

4 業務内容

(1) チラシ及びポスターの制作・印刷・配布等

ア 数量・規格

- ①チラシ：(サイズ)A4、(枚数)10,000枚、(紙質)コート紙、(色)4C/1C、(厚さ)73kg
- ②ポスター：(サイズ)A2、(枚数)2,300枚、(紙質)コート紙、(色)4C/0C、(厚さ)135kg
- ③チラシデータ：(ファイル形式)PDF、(容量)2,000KB以下

イ 配布先

県内の医療機関、薬局、JAおきなわ（本店および各支店）、地域包括支援センター等の1,779カ所を予定（詳細は、別添「配布先一覧」を参照）

ウ 配布期限

令和8年5月（予定）

(2) 熱中症予防対策の啓発に関する広報

独自提案された取組について、沖縄県と調整・協議のうえ、実施することを決定した取組（例：ラジオCM、SNS広告、新聞広告、イベント時の啓発物配布等）

5 留意事項

- (1) 業務の目的を踏まえ、企画提案に当たっての基本的な考え方（コンセプト）を示すこと。チラシ・ポスターについては、デザイン案とその考え方を示すこと。
- (2) 子どもから高齢者までの各層に受け入れやすいデザイン、文言等とし、熱中症の予防方法や熱中症の応急処置について、分かりやすく説明すること。

- (3) 各種広報媒体を効果的に活用し、熱中症の発生数低下につながる企画を提案すること。
- (4) 事業実施年度以降も成果品を活用できるよう工夫、配慮すること。
- (5) 事業にかかる経費については、委託料を充てるほかに、他団体との協賛・支援等を募ることも可とする。ただし、事業にかかる経費を超えて協賛金を募ってはならない。協賛については、協賛者・協賛内容と用途について明らかにした書類を作成し、実績報告書に含めて提出すること。

6 再委託の制限

- (1) 本業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることができる。

 - ・契約の主たる部分（契約金額の50%を超える業務、企画判断・管理運営・指導監督・確認検査などの統括的かつ根幹的な業務）
- (2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

 - ・資料の収集、整理
 - ・複写、印刷、製本
 - ・原稿およびデータの入力及び集計

7 成果品

業務終了時には、業務実施内容をまとめた業務報告書を作成し提出すること。なお、業務報告書には広報に要した経費の根拠資料を添付すること。なお、実績報告書の内容は全て公表し、県内事業者にフィードバックすることを前提とする。

8 その他

- (1) 業務の実施により取得した著作権等については沖縄県に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (2) 業務により制作等された全ての広報素材に係る映像、イラスト、文言、企画等については、沖縄県が行う広報活動に使用できるものとする。
- (3) 本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、沖縄県保健医療介護部地域保健課と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。